

12月11日(金)～1月12日(火)の行事

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 12月10日(木) 15時00分

| | | | |
|------------------|---|-----|------|
| 発表項目 (行事名) | 「北海道における縄文世界遺産の活用のあり方(仮称)」(素案)に係る道民意見募集(パブリックコメント)について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | 発表場所 |
| 概要 | <p>道では、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録を見据え、登録後の来訪者の増加を確実に捉え、その効果を地域の賑わいの創出に繋げていくため、行政、地域住民、民間事業者等の各主体が一体となって取り組むための方向性を示す「北海道における縄文世界遺産の活用のあり方(仮称)」(素案)について、次のとおり道民意見募集(パブリックコメント)を実施しますので、お知らせします。</p> <p>記</p> <p>1 意見募集期間 令和2年(2020年)12月11日(金) ～令和3年(2021年)1月12日(火)</p> <p>2 資料の閲覧・入手方法 (1) 北海道のホームページ (環境生活部文化振興課縄文世界遺産推進室のホームページ) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/jomon/jomoniken.htm</p> <p>(2) 以下の場所における閲覧・配付 ア 北海道環境生活部文化振興課縄文世界遺産推進室(道庁12階) イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3階) ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報センター エ 石狩振興局、胆振総合振興局及び渡島総合振興局の保健環境部環境生活課</p> <p>3 意見提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかにより、環境生活部文化振興課縄文世界遺産推進室あて提出。</p> <p>※ 詳細は、別添「道民意見提出手続の意見募集要領」をご参照ください。</p> | | |
| 参考 | <input checked="" type="radio"/> 添付資料 ・道民意見提出手続の意見募集要領 ・「北海道における縄文世界遺産の活用のあり方(仮称)」(素案)の概要 | | |

| | | |
|-------------------------|---------------------------------------|------|
| 報道(取材) に当たって のお願い | 多くの道民の皆様から御意見をいただきたいので、積極的な報道をお願いします。 | |
| 他のクラブ との関係 | 同時配付 | 同時レク |

| | | |
|-------------|---|--|
| 担当 (連絡先) | 環境生活部 縄文世界遺産推進室(担当者:主幹 島村哲也) TEL ダイヤルイン 011-204-5168 011-231-4111(内線24-142) | |
|-------------|---|--|

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和2年(2020年)12月3日

1 計画等の案の名称

北海道における縄文世界遺産の活用のあり方(仮称)(素案)

2 参考資料の名称

北海道における縄文世界遺産の活用のあり方(仮称)(素案)の概要

北海道における縄文世界遺産の活用のあり方(仮称)(素案)【参考資料】

3 計画等の案及び参考資料の入手方法

(1) 北海道のホームページ(環境生活部文化振興課縄文世界遺産推進室ホームページ)への掲載
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/jomon/jomoniken.htm>)

(2) 以下の場所での閲覧及び配付

- ア 北海道環境生活部文化振興課縄文世界遺産推進室(道庁12階)
- イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(別館3階)
- ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
- エ 石狩振興局及び胆振、渡島総合振興局の保健環境部環境生活課

4 意見等の募集期間

令和2年(2020年)12月11日(金)～令和3年(2021年)1月12日(火)

5 意見等の提出方法及び提出先

(1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部文化振興課縄文世界遺産推進室

(2) ファクシミリ 011-232-8695

(3) 電子メール kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp

6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和3年2月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

7 その他

(1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。

(2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。

なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することができます。

(3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。

(4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。

(5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。

なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

問い合わせ先

環境生活部文化振興課縄文世界遺産推進室

電話 011-204-5168 [直通]

【意見提出様式】

※この用紙、様式以外での提出でも構いませんが、住所、意見受付の連絡先、氏名をお忘れなくご記入ください。

北海道における縄文世界遺産の活用のあり方（仮称）（素案）に対する意見

| | |
|-----------------|---|
| 住 所 | 〒 一 |
| 意見受付の連絡先 | 意見受付後、受け付けた旨をご連絡しますので、希望するご連絡先について、次から選択し〇で囲んでいただくとともに、下のカッコ内に番号もしくはアドレスを記入ください。 電子メール ・ 電 話 ・ ファクシミリ ・ 郵 送 番号・アドレス [] ※郵送を希望する場合は記載不要です。 |
| ふり 氏 名 (団体名) | |
| 職 業 | ※差し支えなければ記載ください。 |

| | |
|--------|-------|
| 該当頁・箇所 | ご 意 見 |
| | |

【提出先・問合せ先】

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部文化振興課縄文世界遺産推進室

TEL 011-204-5168 (直通)

FAX 011-232-8695

北海道における縄文世界遺産の活用のあり方（仮称）（素案）の概要

1章 策定の趣旨と位置づけ

1 策定の趣旨

北海道における縄文世界遺産がめざすべき地域の賑わいとは何か、また、北海道全体にどのように波及させるのか、その将来像を描くとともに、各主体（行政、地域住民、民間事業者等）が一体となって将来像の実現に向けた取組を進めるための方向性を示すものとして策定。

2 あり方の位置づけ

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部や北海道が策定する関連計画等との整合性を図る。

- ・北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画、同保存活用推進行動計画
- ・北海道総合計画、北海道創生総合戦略など

3 ことばの定義と活用対象範囲

〈定義〉

○縄文世界遺産：「北海道・北東北の縄文遺跡群」のうち、道内の6構成資産と1関連資産

○北海道の縄文：縄文世界遺産を含む北海道全域に存在する縄文遺跡・文化の総称

〈対象範囲〉

「縄文世界遺産」を中心としながら、世界遺産登録による縄文文化への注目の高まりを、将来的に道内全域に波及させていくため、「北海道の縄文」全体の活用が図れるよう配慮。

2章 資産の概要と道内構成資産

1 世界遺産としての価値

地理的・自然的環境を背景に、縄文時代の始まりから終わりまで一貫して縄文文化が栄え、その遺跡が良好に現在まで保存されてきた17の遺跡で構成されており、「縄文一万年の歴史を一つの自然環境のもとで語ることができる」もの。

2 道内構成資産

| | | |
|-------------|-------------|---------------|
| ①大船遺跡（函館市） | ②垣ノ島遺跡（函館市） | ③キウス周堤墓群（千歳市） |
| ④北黄金貝塚（伊達市） | ⑤入江貝塚（洞爺湖町） | ⑥高砂貝塚（洞爺湖町） |

3章 北海道における縄文世界遺産の現状と課題

1 国内外の動向及び現状

- (1) 国内の世界遺産の来訪者の動向
- (2) 国の文化政策の動向
- (3) 海外からの関心
- (4) 国内の動向
- (5) 旅行形態の変化
- (6) 縄文文化に関する裾野の拡大

3 北海道が抱える課題

- (1) 地域の活動団体の活力低下
- (2) 統一的な情報発信の不足
- (3) 遺跡へのアクセスの向上

2 北海道の優位性

- (1) 北海道独自の歩み
- (2) 身近に存在する縄文遺跡
- (3) 豊かな自然環境と多彩な観光資源
- (4) 道内における縄文文化の保存と活用の動向

4 北の縄文に関するアンケート結果（概要）

- (1) 実施概要
- (2) 世界遺産登録の取組への認知度
- (3) 訪れたことのある遺跡
- (4) 遺跡を訪れた理由
- (5) 活用していくための効果的な取組
- (6) アンケート結果の概要

5 まとめ

- 今後の活用に関して可能性を秘めている一方、地域の活動団体の活力低下や統一的な情報発信の不足、遺跡へのアクセス向上が課題。
- アンケート調査の結果から、来訪者の属性に応じた誘客方策など、「文化財を中心とした観光まちづくり」の視点を取り入れていくことが必要であり、遺跡の保存と活用による好循環を生み出す仕組みをつくることが重要。
- 「文化財を中心とした観光まちづくり」が、地域の持続的発展につながるという共感の輪を広げ、継続的、自立的に運営できる体制を広域レベルで構築していくことが理想的なあり方。

4章 北海道がめざすもの

1 将 来 像 遺跡でつながる新たな価値創造空間、北海道

2 キャッチフレーズ 未来へつづく、一万年ストーリー。

3 各主体の役割と基本的な姿勢

【各主体に期待される役割】

| | |
|---------------------------|--|
| 北 海 道 | 総合的な戦略のもと、普及啓発や情報発信を行うとともに、連携の場を構築し、将来的に「北海道の縄文」を活かした取組の中核を担う組織を育成、サポート。 |
| 市 町 村 | 各遺跡の保存活用を地域住民や地域の団体、民間事業者等と進める。 |
| 地 域 住 民・ 地 域 の 活 動 団 体 | 道・市町村と連携した保存活用や新たな価値を創造する担い手となることを期待。 |
| 民 间 事 业 者 | 他の主体と連携し、保存活用や新たな価値の創造に取り組む。 |

【3つの基本姿勢】

1 地域が主体 2 来訪者視点の意識 3 持続可能な仕組みづくり

5章 戦略と施策の展開

1 戦略の視点 地域的な視点(地域戦略)と広域的な視点(広域戦略)を共有し、統一的マネジメントにより実施。

2 戦略の進め方 課題解決に向けた「基礎づくり(STEP1)」から「充実・発展(STEP2)」へと段階的に進める。

3 施策の展開 戦略の視点及び戦略の進め方に基づき、各STEPでの目標及び施策展開の方向性を示す。

| 段階的 展開 | STEP 1 (取組開始から概ね3年間) 「北の縄文ファン」を広げる取組と展開 | STEP 2 (概ね4年目以降) 価値を創造する取組と発展 |
|-----------|--|--|
| 地 域 戰 略 | <p>①「北海道の縄文」を支える人づくり</p> <ul style="list-style-type: none">■地域の活動団体の基盤強化■ガイドの育成 <p>②来訪者を受け入れる体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none">■遺跡の保存、整備の推進■アクセス、サインの整備■インバウンドに向けた対応 <p>③価値の継承と郷土愛の醸成</p> <ul style="list-style-type: none">■学校教育と連携した価値伝達や郷土愛の醸成■地域住民、地域事業者による生涯学習活動や広報等での理解の促進 | <p>①新たな価値の担い手づくり</p> <ul style="list-style-type: none">■来訪者満足度を高める多様なガイドの充実■地域の中核を担う人材の育成 <p>②「北海道の縄文」を活かした環境整備の充実</p> <ul style="list-style-type: none">■来訪者満足度を高める受入体制の充実■遺跡の保存、整備の推進■インバウンドに向けた対応 <p>③価値の継承と郷土愛の醸成</p> <ul style="list-style-type: none">■学校教育と連携した価値伝達や郷土愛の醸成■地域住民、地域事業者による生涯学習活動や広報等での理解の促進 |
| 広 域 戰 略 | <p>④「北の縄文ファン」を広げる取組</p> <ul style="list-style-type: none">■各主体の連携の促進■「北の縄文ファン」の拡大と誘客促進に向けた取組 | <p>④価値を創造する取組</p> <ul style="list-style-type: none">■各主体の連携の拡充及び持続可能な取組へのサポート■「北海道の縄文」を活かした観光まちづくりの推進 |

6章 将来像の実現に向けて

各主体がそれぞれの役割に応じて、また、相互に連携して取組を進めることが重要である一方、これらの取組を持続的に推進していく体制の構築も必要。3つの視点であり方を記載。

- (1) 各主体の連携と推進体制のあり方 (2) 中核となる人材のあり方
(3) 持続可能な運営のあり方